

ひろしま介護マイスター認定申請手続きにかかる「よくあるご質問」(随時更新)

Q1 介護マイスター認定対象者の職種は、「介護職員」のみか。
介護職員と同様のケアに従事している「看護職員」等は対象外なのか。

A1 介護職員のみです。

ひろしま介護マイスターは、介護職員の資質向上及びキャリア形成を図るとともに、優秀な介護人材の確保・及び定着促進を目的としたものです。

介護現場では、あらゆる職種の方がケアにあたられ、職種による従事内容の明確な住み分けは難しいと思われませんが、介護人材不足の中では、「介護職員」の介護技術の向上及び職場への定着がますます重要となっています。

よって、介護マイスター認定対象者は「介護職員」のみとし、看護職等の介護職以外の方が介護職員と同様のケアに従事している場合でも、介護マイスター認定対象外とさせていただきます。

なお、介護職員と他の職種の兼務の場合は、介護職員としての勤務が一定時間を越える場合に介護マイスター認定対象となります。

Q2 申請書様式第1号の「資格取得状況」に記載する資格とは。

A2 福祉関係の資格を記載してください。

(例:介護福祉士、社会福祉士、福祉系検定試験合格証等)

なお、福祉系以外(運転免許や語学系等)を記載された場合でも却下とはなりません。